

00313
0876

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第四百八十九号
次の河川敷及び不認定道路敷はその公用を廃止する。

昭和二十五年九月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

- 一、氣高郡鹿野町大字未用字眞光寺四八六番の五より四八九番の七に至る河川敷一反五畝八歩及び道路敷二十八歩
- 一、同所字矢引田一九八三番道路敷一畝十一歩
- 一、同所字射込一九五四番の一より一九五五番の二に至る道路敷二畝八歩
- 一、同所大字閉野字大境一七六番より一七六番の一三に至る河川敷三反九畝十五歩

昭和二十五年九月二十九日
第二千四百四十七号 金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

- 一、同所字五反田一八三番より一八三番の一〇に至る河川敷一反四畝七歩
- 一、同所字櫻河原三二一番の三より三二六番の四に至る河川敷九畝三歩
- 一、同所字高畑六五番の一より六五番の三に至る河川敷四畝十歩
- 一、同所大字廣木字焼田一番の五河川敷十四歩
- 一、同所大字鹿野字讓傳寺前二三八番の五道路敷二畝三歩
- 一、同所字柄杓目の二五二六番の一河川敷一反二畝二十歩
- 一、同所字下河原一四九七番の一河川敷二畝五歩
- 一、同所字東砂田三の一番より一番の二に至る河川敷四畝二十歩
- 一、同所字上岩田一五番の一より一七番の一に至る河川

敷一反五畝十五歩

(關係図面は鳥取縣土木部經理課に保存する。)

鳥取縣告示第四百九十号

次の者に対し兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十五年九月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

西伯郡御來屋町 後藤 良江

鳥取縣告示第四百九十一号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十二條但書の規定による一頭の雄の家畜から家畜人工授精用精液を採取する回数に次のように定める。

昭和二十五年九月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一年間に 十回

鳥取縣告示第四百九十二号

農村工業の對象工場を次の通り登録した。

昭和二十五年九月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号	工場名	所在地
第二十五号	東郷、松崎村農業協同組合	東伯郡東郷松崎村
第二十六号	小鹿村同	同 小鹿村
第二十七号	三徳村同	同 三徳村
第二十八号	小鴨村同	同 小鴨村
第二十九号	高城村同	同 高城村
第三十号	中北條村同	同 中北條村
第三十一号	浦富町同	同 岩美郡浦富町
第三十二号	津ノ井村同	同 津ノ井村
第三十三号	福部村同	同 福部村
第三十四号	米里村同	同 米里村
第三十五号	成器村同	同 成器村
第三十六号	大正村同	同 氣高郡大正村

第三十七号 大和工場

同 大和村

第三十八号 千代水村農業協同組合

同 千代水村

第三十九号 吉岡村同

同 吉岡村

第四十号 大郷村同

同 大郷村

第四十一号 勝谷村同

同 勝谷村

第四十二号 明治村同

同 明治村

第四十三号 瑞穂村同

同 瑞穂村

第四十四号 大誠村同

同 東伯郡大誠村

第四十五号 彦名村同

同 西伯郡彦名村

第四十六号 名和村同

同 名和村

第四十七号 崎津村同

同 崎津村

第四十八号 賀野村同

同 賀野村

第四十九号 富益村同

同 富益村

第五十号 八郷村同

同 日野郡八郷村

鳥取縣告示第四百九十三号

昭和二十五年秋期保健婦、助産婦、看護婦試験を次の

ように施行する。

昭和二十五年九月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種別	日時及び場所	日	時	場	所
保健婦試験	十一月 午前九時	七日	三十分	館講堂	鳥取縣立鳥取図書館講堂
助産婦学説試験	同 八日 同	同	同	同	同
同 実地試験	同 二十二日 同	同	同	同	鳥取縣會議事堂
看護婦学科試験	同 九日 同	同	同	同	鳥取縣立鳥取図書館講堂
同 実地試験	同 十日 同	同	同	同	鳥取縣會議事堂
願書締切	同 十月三十日	同	同	同	同
願書提出先	鳥取縣衛生部医務課	同	同	同	同

鳥取縣告示第四百九十四号

昭和二十五年九月鳥取縣告示第四百七十九号牛の流行性感冒予防規則(昭和二十五年九月鳥取縣規則第七十一号)第一條の規定による出入を禁止する地域中次の地域を解

